水銀含有再生資源の管理に関する命令及び水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令

（水銀含有再生資源の管理に関する命令の一部改正）

第一条　水銀含有再生資源の管理に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部改正）

第二条　水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成二十七年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（書面の内容等） **第二十条**　［略］ ２　前項の書面には、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（第四十四条において「日本産業規格」という。）Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及び数字を用いなければならない。 ３　［略］ （契約締結前交付書面の記載方法） **第四十四条**　契約締結前交付書面には、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第四十七条第一項第八号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Ｚ八三	（書面の内容等） **第二十条**　［略］ ２　前項の書面には、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（第四十四条において「日本工業規格」という。）Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及び数字を用いなければならない。 ３　［略］ （契約締結前交付書面の記載方法） **第四十四条**　契約締結前交付書面には、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第四十七条第一項第八号に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Ｚ八三

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）及び不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭